

愛媛県河川許可台帳システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、愛媛県河川許可台帳システム構築業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により、委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 目的

愛媛県（以下「県」という。）内の県管理河川において、河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づく各種占用許可申請があった際は、審査の上、許可手続を行っているところであるが、許可となった占用物件等の情報については、河川管理上重要であることから、河川管理者において適切に管理していく必要がある。

各地方局建設部管理課及び各土木事務所において管内河川の占用物件の情報を個別に管理しているものを、河川許可台帳システムとして一元管理し、本庁河川課を含めた河川担当職員の誰もが容易にアクセスを行うことができる環境を整備することで、より正確な情報管理及び従来の管理コスト削減に資することを目的としてシステム構築業務を委託するものである。

第2 募集の概要

1 委託業務名称

愛媛県河川許可台帳システム構築業務（以下「本件業務」という。）

2 業務内容

別添「愛媛県河川許可台帳システム構築業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託料上限額

30,824,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

第3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の受付期間中（令和8年5月14日～令和8年6月17日）において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県の令和8～10年度の競争入札参加資格者一覧表（以下「一覧表」という。）に登載されていること又は本件業務の企画提案書提出時までに一覧表に登載が予定されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者（破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 2 条第 4 項に規定する破産者をいう。）で復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員等
- (6) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、一覧表に搭載されている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者及びその開始決定がなされている者
- (7) 暴力団若しくは暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等、本件業務の受託者として適当でないと認められる者でないこと。
- (9) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。
- (10) 日本産業規格、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はこれと同等の個人情報保護に関する体制が整備されていると認められる者であること。
- (11) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は上記(1)～(10)、構成員は上記(2)～(10)の資格要件を満たすこと。また、代表者又は構成員として参加する場合、同時に単体での参加はできないこと。

第 4 スケジュール

- | | | |
|---------------|------------------------|------|
| (1) 公募開始 | : 令和 8 年 5 月 1 4 日 (木) | |
| (2) 参加申込書提出期限 | : 令和 8 年 5 月 2 6 日 (火) | 様式 1 |
| (3) 質問書提出期限 | : 令和 8 年 5 月 2 8 日 (木) | 様式 3 |
| (4) 質問書への回答 | : 令和 8 年 6 月 8 日 (月) | |
| (5) 企画提案書提出期限 | : 令和 8 年 6 月 1 7 日 (水) | 様式 4 |
| (6) 企画提案審査 | : 令和 8 年 6 月下旬 | |
| (7) 審査結果通知 | : 令和 8 年 6 月下旬 | |

第5 公募開始

1 実施要領等配布日時

令和8年5月14日（木）～令和8年5月26日（火）
午前9時～午後5時（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

2 配布場所

「第12 問合せ先及び各種書類の提出先」

※ 実施要領等は、県ホームページの本プロポーザルの実施に関するページ内においてダウンロード可能

第6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により参加申込みを行うこと。

1 提出物

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式1-1）
- (3) 参加申込者概要書（様式1-2）
- (4) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式5）（えひめ電子契約システムを活用した電子契約（以下「電子契約」という。）を希望する場合のみ）

2 提出先

電子メール、持参又は郵送により「第12 問合せ先及び各種書類の提出先」に提出

3 提出期限

令和8年5月26日（火）午後5時まで（必着）

4 その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに、参加辞退届（様式2）を提出すること。

第7 質問受付

本プロポーザルへの参加及び企画提案書の作成に当たって、質問がある者は、以下により質問を提出すること。

1 提出物

質問書（様式3）

2 提出先

電子メールにより「第12 問合せ先及び各種書類の提出先」に提出
なお、メール件名は「愛媛県河川許可台帳システム構築業務質問」とすること。

3 提出期限

令和8年5月28日（木）午後5時まで（必着）

4 回答

令和8年6月8日（月）までに、原則として、県ホームページの本プロポーザルの実施に関するページ内において公開する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

また、質問の内容がプロポーザル方式による事業者選考に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

第8 企画提案書の提出

企画提案を行う者は、以下により企画提案書を提出すること。

1 提出物

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 企画提案提出書（様式4） | 1部 |
| (2) 企画提案書（様式指定なし） | 6部（正本1部、副本5部） |
| (3) 参考見積書（様式指定なし） | 6部（正本1部、副本5部） |

2 提出先

持参又は郵送により「第12 問合せ先及び各種書類の提出先」に提出。併せて、電子メールでもデータを提出すること。

3 提出期限

令和8年6月17日（水）午後5時まで（必着）

4 企画提案書ほか作成にあたっての留意事項

(1) 書式等

ア 形式はA4版を基本とし、縦横どちらでも可。

イ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

ウ 企画提案書は任意様式とする。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、仕様書及び「審査項目及び評価内容」（別表）に留意し、以下の内容を含むこと。

- ① 業務実施方針（基本的な取組姿勢）
- ② 業務実施計画（業務フロー、実施スケジュール）
- ③ 仕様書に対する対応方針・考え方
- ④ 専門性・業務遂行力（実績・成果など）
- ⑤ 拠点・設備（業務実施場所・設備など）
- ⑥ 情報保護（個人情報の取扱方法など）
- ⑦ その他（独自提案など）
- ⑧ 経済性
 - ・ 構築費用（上記1の(3)の参考見積書と同様）
 - ・ システム利用料及び保守費用等ランニングコスト（参考年額を示すこと。）

・ガバメントクラウド（パブリッククラウド）利用料最適化の方策

(3) 参考見積書の記載内容

- ア 見積金額は内訳を記載し、代表者印を押印すること。
- イ 上記第2の4に定める委託料上限額を超えないこと。

第9 企画提案審査

企画提案の審査は、以下により実施する。

1 審査方法

審査は、県が別途設置する審査会において実施することとし、原則として書面で行う。

ただし、審査会が必要と認めた場合、プレゼンテーションによる審査を実施する場がある。

2 審査基準

審査にあたっては、審査項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類の内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、総合評価が最も高い提案者1者を委託候補者として選出する。

3 審査実施日程

令和8年6月下旬（予定）

4 審査結果通知

令和8年6月下旬（予定）

5 審査留意事項

- (1) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合は当該参加者を委託候補者とする。
- (2) 審査得点が総得点の6割に満たない場合又は参加者が無い場合は、再度公募を実施する。
- (3) 結果は審査後、すべての参加者に書面により通知するとともに、県ホームページにて公表する。
- (4) 審査内容については公表しない。また、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

第10 契約

- 1 契約に当たっては、審査した企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と県とが協議し、業務に係る仕様等を確定させた上で、契約を締結する。
- 2 上記協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。
- 3 選出した委託候補者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が調わなかった場合には、審査結果において総合評価が次に高い参加者と協議を行う。
- 4 契約に当たっては、別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県

規則第 18 号) の規定に準じて行う。

- 5 なお、契約は書面によるほか、電子契約が可能である。電子契約を希望する場合は、参加申込書(様式 1) に併せて、「様式 5 電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

第 11 その他

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (イ) 参加要件を満たしていない場合
- (ウ) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (エ) 本要領及び仕様書に適合しない場合
- (オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (カ) 参加者による業務の履行が困難であると判断された場合
- (キ) 他の参加者と企画提案の内容又は参加の意思について相談を行った場合
- (ク) 審査終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- (ケ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則として認めない。

ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等の本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(7) 秘密保持

参加者は本プロポーザルにおいて知り得た県に係る情報の秘密保持に特に留意し、県の承諾がない限り、いかなる場合であっても他に漏らしてはならない。

(8) その他

- (ア) 参加申込書を提出しなかった場合は、企画提案書等を提出することはできない。
- (イ) 参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとする。
- (ウ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとする。
- (エ) 提出された企画提案書等は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づく情報公開請求の対象となる。

第12 問合せ先及び各種書類の提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課 河川行政係

電話 089-912-2671

電子メールアドレス kasen@pref.ehime.lg.jp